

生駒市条例第 2 1 号

生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例（昭和 6 3 年 1 2 月生駒市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

生駒市学研生駒テクノエリア北地区整備計画区域	都市計画法第 2 1 条第 2 項の規定において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により告示された令和 5 年 1 2 月 2 8 日生駒市告示第 2 3 9 号に定める大和都市計画生駒市学研生駒テクノエリア北地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
生駒市壱分北地区整備計画区域	都市計画法第 2 0 条第 1 項の規定により告示された令和 5 年 1 2 月 2 8 日生駒市告示第 2 4 0 号に定める大和都市計画生駒市壱分北地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第 2 に次のように加える。

<p>生駒市学研 生駒テクノ エリア北地 区整備計画 区域</p>	<p>産業施設地 区A</p>	<p>次に掲げる建築物 1 住宅、兼用住宅、共同住宅、 寄宿舎又は下宿 2 幼稚園、小学校、中学校又は 高等学校 3 神社、寺院、教会その他これ らに類するもの 4 老人ホーム、保育所、福祉ホ ームその他これらに類するもの (児童福祉法第6条の3第12 項に規定する事業所内保育事業 の用に供する施設を除く。) 5 ホテル又は旅館 6 キャバレー、料理店、ナイト クラブ、ダンスホールその他こ れらに類するもの 7 公衆浴場 8 マージャン屋、ぱちんこ屋、 射的場、勝馬投票券発売所、場 外車券売場その他これらに類す るもの 9 ボーリング場、スケート場、 水泳場その他これらに類する運 動施設 10 自動車教習所</p>	<p>5,000 平方メー トル</p>	<p>道路に面する側 にあつては3メ ートル以上、そ の他の側にあつ ては1メートル 以上</p>	<p>1 外壁等の中心 線の長さの合計 が3メートル以 下であるもの 2 物置その他こ れに類する用途 に供し、軒の高 さが2.3メー トル以下で、か つ、床面積の合 計が5平方メー トル以内である もの</p>		<p>10分の 5(法第 53条第 3項第2 号の規定 に該当す る場合 は、10 分の6)</p>	<p>25メー トル</p>
	<p>産業施設地 区B</p>	<p>次に掲げる建築物 1 住宅、兼用住宅、共同住宅、 寄宿舎又は下宿 2 幼稚園、小学校、中学校又は 高等学校 3 神社、寺院、教会その他これ らに類するもの 4 老人ホーム、保育所、福祉ホ ームその他これらに類するもの (児童福祉法第6条の3第12</p>	<p>3,000 平方メー トル</p>	<p>道路に面する側 にあつては1. 5メートル以 上、その他の側 にあつては1メ ートル以上</p>	<p>1 外壁等の中心 線の長さの合計 が3メートル以 下であるもの 2 物置その他こ れに類する用途 に供し、軒の高 さが2.3メー トル以下で、か つ、床面積の合</p>			

	<p>項に規定する事業所内保育事業の用に供する施設を除く。)</p> <p>5 ホテル又は旅館</p> <p>6 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>7 公衆浴場</p> <p>8 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>9 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設</p> <p>10 自動車教習所</p>			計が5平方メートル以内であるもの			
産業施設地区C	<p>次に掲げる建築物</p> <p>1 住宅、兼用住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>2 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校</p> <p>3 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>4 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業の用に供する施設を除く。)</p> <p>5 ホテル又は旅館</p> <p>6 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>7 公衆浴場</p> <p>8 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p>	1,000平方メートル	道路に面する側にあつては1.5メートル以上、その他の側にあつては1メートル以上	<p>1 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p>			

		<p>9 ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設</p> <p>10 自動車教習所</p>						
生駒市壱分北地区整備計画区域	低層住宅地区	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>1 住宅（法別表第2（い）項第1号に係るもの）</p> <p>2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものうち令第130条の3に規定するもの</p> <p>3 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>4 学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）、図書館その他これらに類するもの</p> <p>5 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>6 診療所</p> <p>7 集会所</p> <p>8 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に掲げる公益上必要な建築物</p> <p>9 前各項の建築物に附属するもの（令第130条の5に掲げるものを除く。）</p>	165平方メートル	道路に面する側にあつては、1.5メートル以上	<p>1 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p>			
	複合住宅地区A	<p>次に掲げる建築物</p> <p>1 住宅（法別表第2（い）項第1号に係るもの。ただし、長屋住宅及び重ね建て住宅を除く。）</p> <p>2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</p> <p>3 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p>	1,000平方メートル					

	<ul style="list-style-type: none"> 4 公衆浴場 5 集会場（市民ホール、結婚式場、葬祭場等） 						
複合住宅地区B	<p>次に掲げる建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 2 公衆浴場 3 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎 4 集会場（市民ホール、結婚式場、葬祭場等） 	165平方メートル					
沿道利用地区A	<p>次に掲げる建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 住宅（法別表第2（い）項第1号に係るもの） 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 3 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 4 畜舎（ペットとして飼育する犬、猫等の小動物の畜舎で床面積の合計が15平方メートル以下のもの並びに動物病院及びペットショップの用途に供するものを除く。） 5 公衆浴場 6 集会場（市民ホール、結婚式場、葬祭場等） 7 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 8 ボーリング場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場 9 カラオケボックスその他これに類するもの 	1,000平方メートル					

		10 自動車教習所						
	沿道利用地区B	次に掲げる建築物 1 住宅（法別表第2（い）項第1号に係るもの。ただし、長屋住宅及び重ね建て住宅を除く。） 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 3 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 4 公衆浴場 5 集会場（市民ホール、結婚式場、葬祭場等）	500平方メートル					

別表第6に次のように加える。

生駒市学研生駒テクノエリア北地区整備計画区域	産業施設地区A	10分の1	5,000平方メートル
	産業施設地区B	10分の1	3,000平方メートル
	産業施設地区C	10分の1	1,000平方メートル

附 則

この条例は、公布の日から施行する。